

支 払 基 金
平成 2 5 年 3 月 2 9 日

特定器材マスターの改定について

今般、平成 2 5 年 3 月 2 9 日付け厚生労働省告示第 1 0 2 号により特定器材マスターを下記のとおり改定しましたのでお知らせします。

また、この公表レコードの適用年月日は、平成 2 5 年 4 月 1 日であることから、平成 2 5 年 3 月診療分請求に係るマスターへ誤って使用することのないようご留意願います。

記

1 特定器材コードの新設

平成 2 5 年 4 月 1 日適用

特定器材 コ ー ド	特定器材名	金額 種別	金額
710010710	人工股関節用材（骨盤側材・白蓋形成用カップ（ 1 ）・特殊型（ 3 ））	1	153,000
710010711	人工股関節用材（骨盤側材・ライナー（ 6 ））	1	60,300
710010712	人工股関節用材（骨盤側材・ライナー（ 7 ））	1	79,200
710010713	固定用内副子（スクリュー）（一般（生体用合金 1 ）・特殊型）	1	6,920
710010714	ペースメーカー（トリプルチャンバ 1 型・極性可変型）	1	1,570,000
710010715	補助人工心臓セット（植込型・非拍動流型（軸流型））	4	18,100,000
710010716	下肢動脈狭窄部貫通用カテーテル	1	172,000
710010717	血管塞栓用プラグ	1	126,000
710010718	ヒト自家移植組織（自家培養軟骨）	1	2,080,000
710010719	子宮用止血バルーンカテーテル	1	17,900
710010720	心房中隔穿刺針	1	51,700

2 特定器材名称の変更

平成 2 5 年 4 月 1 日適用

特定器材 コード	特定器材名	
	変更前	変更後
728890000	固定用内副子(スクリューⅩ一般(生体用合金1))	固定用内副子(スクリューⅩ一般(生体用合金1)・標準型)
710010013	ペースメーカー(トリプルチャンバ(1型))	ペースメーカー(トリプルチャンバ1型・標準型)
710010272	ヒト自家移植組織	ヒト自家移植組織(自家培養表皮)